

掛川市告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、入館料及び使用料の徴収事務の委託について次のとおり告示する。

平成24年10月26日

掛川市長 松 井 三 郎

1 委託を受けた者の名称及び所在地

名 称 掛川観光協会大須賀支部

所在地 掛川市西大淵4334番地

2 委託した事務の内容

掛川市清水邸に係る入館料及び使用料の徴収に関する事務

3 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで